

広島市立大学客員研究員規程

平成 22 年 4 月 1 日

規 程 第 43 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、学外の学術研究者との交流を図るため広島市立大学（以下「本学」という。）に受け入れる客員研究員に関し必要な事項を定めるものとする。

(客員研究員の資格)

第 2 条 客員研究員として受け入れることができる者は、教授、准教授、講師若しくは助教に相当する身分を有する者又はこれらに相当する研究業績を有する者とする。

2 前項に定めるもののほか、外国人研究者にあつては、次の各号のいずれかに該当する場合は、客員研究員として受け入れることができる。

- (1) 日本学術振興会が招へいする場合
- (2) 国際交流基金が招へいする場合
- (3) 外国の政府若しくは公的機関又は国際機関と国又は広島市との交流事業に基づき来日する場合
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、本学の学術研究における国際交流を推進する上で適当と認められる場合

(受入要件)

第 3 条 客員研究員を受け入れることができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 特定の研究の発展のために、学外の研究者の協力を必要とする場合
- (2) 本学の教員と共同研究をする場合
- (3) 前 2 号に準ずると認められる場合

(受入申請)

第 4 条 客員研究員を受け入れようとする学部長、広島平和研究所長又は附属施設・センター若しくは事務局の長（以下「学部長等」という。）は、当該学部等の教授会等の議を経て、原則として受入れを希望する時期の 3 か月前までに学長に受入れの申請をしなければならない。

(許可)

第 5 条 学長は、前条の申請があつた場合において、これを適当と認めたときは、

当該客員研究員の受入れを許可するものとする。

(受入期間)

第6条 受入期間は、1年以内とする。ただし、必要と認めるときは、その期間を延長することができる。

2 受入期間の延長手続については、前2条の規定を準用する。

3 研究が終了したときは、受入期間が満了したものとみなす。

(受入担当教員)

第7条 学部長等は、客員研究員の受入れに当たっては、専任の教員のうちから受入担当教員を定めるものとする。

(特別客員研究員)

第8条 学長は、客員研究員のうち、極めて顕著な研究業績を有する者で学部長等から推薦のあったものに対して、広島市立大学特別客員研究員の称号を授与することができる。

(給与等)

第9条 客員研究員には、給与その他の給付を行わないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、給与その他の給付を行うことができる。

(1) 外国の政府若しくは公的機関又は国際機関と国又は広島市との交流事業に基づき来日する外国人研究者に対し所定の旅費等を支給する場合

(2) 研究上の必要により研究費の範囲内において所定の旅費、報償費等を支給する場合

(3) 本学が実施する外国人研究者招へい事業において招へいする外国人研究者に対し所定の旅費を支給する場合

(施設の利用)

第10条 客員研究員には、図書館その他必要な施設の利用を認めることができる。

(経費)

第11条 客員研究員の研究に要する実験等の経費については、客員研究員の負担とすることができる。

(研究報告)

第12条 客員研究員は、受入期間が満了したときは、受入期間満了後1月以内に研究報告書を学部長等を経由して学長に提出しなければならない。

(法令等の遵守)

第13条 客員研究員は、広島市立大学における研究者等の行動規範（平成27年3月25日制定）に従って研究活動を行わなければならない。

2 前項のほか、客員研究員は、研究に関する法令及び本学の規程等を遵守しなければならない。

(許可の取消し)

第14条 客員研究員が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は第5条（第6条第2項において準用する場合を含む。）の許可を取り消すことができる。

- (1) 疾病その他の事由により研究を続ける見込みがなくなったとき。
- (2) 本学の規程に違反したとき。
- (3) 第2号に掲げるもののほか、客員研究員としてふさわしくない行為があったとき。

(委任)

第15条 この規程に定めるもののほか、客員研究員に関し必要な事項は、教育研究評議会の議に基づき学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正前の規程による様式第1号及び様式第2号の様式は、前項の施行日において、改正後の第15条の規定に基づき定めたものとみなす。